

令和2年9月定例会 県土整備委員会（付託）

令和2年9月29日（火）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時17分）

これより、危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症対応に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料2）
- 徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例（仮称）骨子（案）について（資料3）
- 徳島県地域防災計画の修正案について（資料4）
- 徳島県立西部防災館に係る指定管理者の応募状況について（資料5）

志田危機管理環境部長

この際5点、御報告いたします。

まず、お手元に御配付の資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

事前の委員会で御報告させていただいた以降の動きについて御説明いたします。

9月11日の対策本部会議におきまして、感染の状況や病床使用率などの判断基準がとくしまアラート感染拡大注意・漸増の基準を下回ったことから、専門家会議の委員の方々の御意見を踏まえ、とくしまアラートを感染観察・強化へ引下げを行い、更に9月18日の対策本部会議におきまして、とくしまアラートを解除しました。

また、県民や事業者の皆様には秋の4連休、更には季節性インフルエンザの流行する冬場に向け、注意喚起の徹底をお願いしたところでございます。

あわせて、イベントの開催制限についても国と歩調を合わせ、9月19日から人数上限を緩和することとしました。また、この9月18日から徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例（仮称）骨子案について、パブリックコメントを開始したところでございます。

9月24日の専門家会議におきましては、国の基準に合わせ感染者の退院基準を変更するとともに、感染状況の分析として全国的な状況と比較すると本県では死亡者数が多くなっておりますが、これは年代別に見て死亡率の高い高齢者の方々の占める割合が大きいことによるものであり、こうした特徴を今後の対策に生かすべく情報共有が図られたところでございます。

今後とも、全庁を挙げて感染拡大防止に取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る危機管理調整費の執行状況についてですが、追加の案件につきまして御説明させていただきます。

まず、危機管理環境部の6段目、WITH・コロナ事前避難緊急対策事業についてですが、資料2の次ページの資料を御覧ください。

この緊急対策事業につきましては、台風襲来などを想定し、お住まいが一定の地域要件に該当し、かつ特に配慮が必要な方を対象に警戒レベル3以上、避難準備、高齢者等避難開始の避難情報が発表され、事前避難としてホテル、旅館を活用する場合に宿泊費の2分の1、1人1泊当たり2,500円以内の助成を行うことにより、避難者の安全確保及び避難所の3密回避に資する取組として実施するものであります。この事業は今年度の県による緊急対策として、10月1日から11月30日までの台風や大雨を対象に実施する予定であり、市町村には可能であれば協調補助をお願いしたいと考えております。

今後はこうした対策の制度化に向けて、市町村と協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料2に戻りまして保健福祉部の1段目、季節性インフルエンザ定期接種の自己負担額に対する補助につきましては、今後、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されることから、インフルエンザの重症化を抑制するとともに、医療提供体制のひっ迫を回避するため高齢者等の予防接種に係る自己負担分の無償化を行い積極的な接種を推進してまいります。補助の内容としましては、季節性インフルエンザ定期接種対象者、65歳以上の高齢者等の自己負担分1,600円につきまして、市町村を通じ県が負担をすることで無償化を行います。開始時期は10月1日からを予定しております。

続きまして、資料3を御覧ください。

徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例（仮称）骨子案についてでございます。

本県の感染状況につきましては、現在は落ち着いているとはいえ、県民生活や地域経済への深刻な影響が続いておりまして、今後の感染拡大への備えに万全を期す必要があります。そこで、感染拡大防止を図りながら社会経済活動を引き上げるための新たな日常、ニューノーマルの実装に向けまして、今定例会において条例を提案させていただきたいと考えております。

条例の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条では感染拡大防止と社会経済活動の引上げの両立を図ることを本条例の目的とし、第2条では本条例で用いる用語の定義をいたします。

第3条では県の責務として、感染拡大防止及び社会経済活動の引上げの両立のための総合的対策の実施、また市町村との緊密な連携等を規定いたします。

第4条では県民の役割として県民一人一人の基本的な感染防止対策の実践等に加え、事業者版スマートライフ宣言やガイドライン実践店ステッカー掲示施設の利用、国が提供する接触確認アプリケーションの利用、とくしまコロナお知らせシステムの活用を規定しております。

第5条では事業者の役割として基本的な感染防止対策の実践等に加えて、利用者の安全、安心の確保につながる事業者版スマートライフ宣言やガイドライン実践店ステッカーの掲示、とくしまコロナお知らせシステムへの登録について、事業者の義務として取り組んでいただくこととしております。

第6条では5名以上の感染、いわゆるクラスターの発生が確認された際、またクラスター発生が懸念される場合も含めまして、感染者に接触した可能性のある者を把握できず感染拡大防止に必要と判断される場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条に基づき、相手方の同意を必要とせず施設名や店舗名等を公表することとしております。その際、クラスター発生等の要因が適切な感染防止対策が講じられていなかったことによる場合は、その旨を併せて公表することといたします。なお、十分な感染防止対策がなされており、施設や店舗側にクラスター発生の責めがなく疫学調査への積極的な協力などが得られる場合には、県として店舗、施設等の営業再開時における安全宣言の実施などの支援を行うことも盛り込むこととしております。

最後に、第7条は感染者や家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷の禁止でございます。コロナ禍という歴史的な危機を県民、事業者、県が一丸となって乗り越えていくためには、こうした差別的言動はあってはならないところであり、条例に明確な位置付けを行い、差別や誹謗中傷を許さない県づくりにつなげていきたいと考えております。

今後、県議会における御論議、また現在実施しておりますパブリックコメントの御意見を踏まえ、早急に最終的な条例案を取りまとめて提案させていただきたいと考えております。

続きまして、資料4を御覧ください。

徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。

この計画につきましては、災害対策基本法に基づく本県の災害対策の基本となる計画でありまして、国の防災基本計画と整合を図りながら徳島県防災会議において決定するものでございます。

今回の主な修正、追加項目といたしましては、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として分散避難の推進、避難所における感染症対策、また自助、共助の取組促進などを盛り込むとともに、高潮浸水想定の方策に伴う取組につきましても追加いたします。

さらに、昨年令和元年東日本台風などの教訓を踏まえて、災害リスクととるべき行動の更なる理解促進、長期停電や通信障害への対応、被災者への物資支援などを明記するとともに、国の防災基本計画の修正に伴う事項として防災機能を有する道の駅の整備やその他県施策等の推進に伴う取組を追加いたします。

今後、県議会での御論議を踏まえた上で徳島県防災会議に諮りまして、修正を行いたいと考えております。

最後に、資料5を御覧ください。

徳島県立西部防災館に係る指定管理者の応募状況についてでございます。

1の募集スケジュールにありますとおり、7月22日から県のホームページに募集の概要を公表するとともに、募集要項等を配布し指定管理者の公募に必要な手続を順次行ったところであり、去る9月23日の申請書類の受付終了までに2の応募状況に記載のとおり、1団体から申請がございました。

今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、10月上旬に候補者を選定して11月定例会に議案として提出いたしたいと考えております。

報告は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

岩佐委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

仁木委員

私からは2点、質問させていただきたいと思います。

報告事項にもありますけれども、条例のことも含めてですが、条例より先に申し上げます。スマートライフのいわゆるガイドライン実践店の部分ですけれども、指定の方法はどのようなになっているのかお教え願いたいと思います。

といいますのは、このステッカーの推進がどのように図られているのかというのが分かりにくくて、部局は違いますが、経済委員会の所管でありましたらスマートライフの推進事業の一環の中で空気清浄機の助成とか、いろいろされていると思うのですけれども、その進捗とこのガイドライン実践店ステッカーを实践されている進捗がかい離しているのではないかとこのところがありまして、その点をお教え願いたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員から、ガイドライン実践店のステッカーの指定方法について御質問を頂いたところでございます。

このステッカーにつきましては感染拡大予防ガイドラインをしっかりと実践いただいている店舗ということで、認定をするものでございます。それにつきましては、元々ガイドラインというのが全国の業界団体のほうで定められたものでございますので、それぞれの業界団体によって、ここに参画されている店舗、施設がガイドラインを遵守されているのかどうかを確認していただいた上で、県が作成をいたしましたステッカーをお渡しし、業界団体を通じて配布していただくという形をとっております。したがって、県には業界団体のほうから申請を頂くという形になっているところでございます。

その申請先については、危機管理環境部はもちろんでございますけれども、それぞれ関係部局、先ほどありました商工労働観光部も含めて、関係するところが関連するところで受け付けていただく。もちろんステッカー自体の管理は我々がしているのですけれども、業界団体とのやり取りにつきましては、それぞれの部局でやっていただいているところでございます。

また、その取組の中で、例えば委員のほうからありました商工労働観光部との連携については、もちろんそれぞれの部局のほうでやられている助成金、あるいは補助金等の要件に合致するうんぬんというところもあろうかと思っておりますので、当然のことながらそういった補助事業の申請時においてもこのガイドラインステッカーの話、あるいは別途事業者版

スマートライフ宣言といったものの周知、啓発をそういった補助事業の申請時にやっ  
ただいているとお聞きしているところでございます。

そういった意味で、それぞれの部局ともしっかりと連携を図りながら、実践店ステッ  
カーの拡大に努めているところでございます。

仁木委員

そうしたら御答弁いただいた中で、いわゆる商工労働観光部のほうでやられている数字  
とステッカーの数字というのは合っていると認識されているということによろしいのです  
か。

勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員から、ステッカーの部分と商工労働観光部の補助事業の件数とのバラ  
ンスというお話だったと思います。

それにつきましてはガイドラインステッカーの運営を進めている部分と補助事業の運営  
の部分でございますので、それを完全にリンクするような形では進められていないところ  
でございます。

仁木委員

9月9日時点に公表されている実践店名簿一覧を持っていますけれども、これは地元で  
恐縮ですけど、阿南市においては4店舗が登録されていて、もう1店舗は銭湯です。だ  
から全部で5店舗なわけですし、商工労働観光部のほうでやられている分というのは5店  
舗で終わっているはずがないと思うのです。100パーセント一致しないのは分かるので  
すけれども、これ何が問題なのかというのを検証するべきだと思うのです。

片や商工労働観光部のほうでこれに関連している事業をされている、スマートライフを  
推進していくということをやられているのでありますから、それとこのステッカーとが連  
携していかなければ円滑な防疫策というか、感染拡大の防止策につながっていないので  
はないかと思えます。

その懸念がございますから、今後、この部分をどうやっていくのかということちょっ  
とお教え願いたいと思えますし、これは業界団体に任せられていると思えますけれども、  
業界団体に入っていないところが徳島市外においては多いと思うのです。そういうところ  
についてどうしていくのか。例えば、商工労働観光部のほうでやられている補助金の申請  
というのは商工会議所とか、商工会とかにお任せされていますよね。これはこれ、補助金  
をもらっているところは補助金をもらっているところと合わせて申請をしていくような手  
続をしていくべきと思うのですけれども、その点をお伺いさせていただきます。

勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員のほうから、御指摘を頂いたところでございます。

正にガイドラインのステッカーをこれからも更に広げていかなければいけないという認  
識を持っているところでございます。今回、冒頭で部長のほうからも御説明をさせていた  
だいた新しい条例を定例会において提出させていただきたいと考えているところござい

ますけれども、その中におきましては、事業者の皆様方に対しましてガイドライン実践店のステッカー又は事業者版スマートライフ宣言の掲示を全ての事業者の方々を対象とさせていただいて、義務化をしたいと考えているところでございます。

そういった観点でいきますと、商工労働観光部をはじめ、そういった関連する助成制度を所管されている関係部局ともしっかりと連携をいたしまして、この本条例の趣旨を十分踏まえた上で補助制度の運用を図っていただけるように、今後はしっかりと調整を図っていきたいと考えているところでございます。

また、業界団体に任せきりではないのかという御指摘も頂いたところでございます。まず、業界団体との関係につきましては、今回このガイドラインステッカーにつきましてはやはり第三者的な立場の方がガイドラインをしっかりと遵守していることを確認していただくという趣旨がございますので、業界団体さんの自主的な取組に任せて、そこで確認していただいた店舗、施設に対して県のほうで作成してステッカーを配布していくという流れを取らせていただいているところでございます。

一方、それぞれの店舗につきましては自らこういう、例えば感染防護対策をやっているというような取組もありますので、そこにつきましては事業者版スマートライフ宣言を用意しておりますので、そこに自らこういう取組をやっているのだという宣言を書き添えていただくというような2段階を取らせていただいているところでございます。

したがいまして、冒頭申し上げましたとおり、今回提案させていただこうとしている条例におきましても、このステッカー又は事業者版スマートライフ宣言のいずれかにつきまして、しっかりとそれぞれの事業者のほうで掲示をしていただきたいと思っているところでございます。

#### 仁木委員

その部分がしっかりとされるようにしていただきたいと思います。業界団体に入っていない所もあると思いますから、その点をよろしくお願いしたいと思います。

条例のほうですけれども、条例の骨子を頂いておりますので、私から2点質問させてもらいたいと思います。

第6条第2項と第7条第2項のところであります。これはクラスターが発生した場合に施設名称とかいろいろありますが、迅速な実施等に協力いただいた場合の必要な支援を実施とは具体的にどういうものを想定されているのか。それと第7条第2項にあります差別的取扱い等を防止するために県が講ずる措置にあります講ずる措置とは、どのような想定をされているのかをお聞かせください。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員から、条例の骨子案についてでございます。

その中の第6条の2でございます。これはクラスターが発生した施設の店舗名を公表した場合、要件はございますけれども、施設、店舗側に責めがなければ必要な支援を行うということでございます。この中身につきましては、具体的には当然そういった店舗につきましては一旦営業を休業されることもあろうかと思っておりますけれども、営業の再開時におけます安全宣言の実施ということも念頭に置いているところでございます。また、国や県が

実施しております各種支援制度の相談窓口等々の紹介等もしっかり行っていきたいと思っ  
ているところがございます。

クラスターが発生したけれども、従来からしっかりと感染防護対策を行っているところ  
に対しては、県としても営業再開に対してしっかりと支援を図っていきたいという趣旨で  
ございます。

続いて2点目でございます。第7条の差別的取扱いの部分でございます。

ここにつきましては、冒頭御説明させていただいたとおり、コロナ禍という歴史的な危  
機を県民、事業者、県が一丸となって乗り越えていくというところがございます。そこ  
に対して県が措置を講じるという形になりますけれども、具体的にはもちろん新型コロナウ  
イルス感染症に関する正しい知識をしっかりと普及していくこと、差別的取扱い等に関し  
てしっかりと人権研修等々も含めまして啓発していくこと、より具体的には、例えばイン  
ターネット上の書き込みに対する監視ということをやっているところがございます。

なお、これらの取組につきましては未来創造文化部で所管しておりますので、そういっ  
た関係部局ともしっかりと連携をして実効性を図っていきたいと考えているところでご  
ざいます。

#### 仁木委員

今まで県がされていることを集めてから、理念というか政策的に作られていると思うの  
ですけれども、今言った第6条のところ、必要な支援の実施とか、県が講ずる措置は今県  
がやっていることを条例化しているということなのか。それとも、もう一歩二歩踏み込む  
という意味で条例化されるということなのかということをお聞かせください。

#### 勝間危機管理環境部次長

まず、この条例につきましては正に懸念されております次の新型コロナウイルス感染拡  
大の波に備えるという意味合いが非常に強うございます。といいますのは、今、147名の  
感染者が出ていますけれども、実は8月は100名越えというような、この1か月で100名を  
超えている状況でございます。これはクラスターが発生したというのも非常に大きいとこ  
ろでございますけれども、そういった状況におきましては次の波に早急に備えていく必要  
があるということで、この条例については今定例会での提案をお願いさせていただいて  
いるところがございます。

そういった意味におきまして、まずは今まで県が取り組んできた各種の感染拡大防止対  
策、先ほど申し上げましたステッカーでありますとか、事業者版スマートライフ宣言等々  
を十分に明確化する形で掲示していく、あるいは今回おっしゃっているような支援策につ  
きましても今まで取り組んできた部分につきまして、しっかりとその条例の中で位置付け  
ていくということをおっしゃりたいと考えているところがございます。

#### 仁木委員

ありがとうございました。理解できました。

最後に1点だけです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例になって

おりますけれども、今まで国のほうで新型コロナウイルスの関係をやってきた時は、新型インフルエンザ等対策特別措置法なんかを適用させてやっておったと思うのですけれども、この条例については等とかいう話ではないのですけれども、今後の感染症も見越した条例ということなのかどうかということと、もう1点は県の責務のところ、いわゆる直接的防疫策というのが入ってないと思うのです。ここら辺の防疫策については別途条例に定めなくてもやるという意思なのかどうかということをお聞かせ願えればと思います。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員から、2点御質問いただいたところでございます。

まず、今回の条例が新型コロナウイルス感染症に限定した条例なのかということでございますけれども、本条例につきましては、この新型コロナウイルス感染症を対象とした条例という形で考えているところでございます。

なお、国のほうでは新型インフルエンザ等対策特別措置法がございますけれども、それは新型コロナウイルスも対象とするという条項に基づいて、それも含めているという形のものでございますけれども、今回のものについては現状では仮称になっておりますけれども、新型コロナウイルス感染症のための条例という形で整理をさせていただいているところでございます。

2点目は防疫措置うんぬんということでございました。

県の責務のところでございますけれども、正に①のところ、感染拡大防止と社会活動経済活動の引上げ、これを両立させるのだというのが今回の条例の大きな狙いでございます。

このうち、感染拡大防止の大きな中身と申しますのは、当然保健福祉部を中心にやっていただいております感染防護策というのが含まれている。そのための総合対策を県としても実施をしていくのだと。条例の中にしっかりとそこを書き込むかどうかというのはまた別なのですけれども、そういったものも含めた形での総合対策という意味合いでここに記載させていただいているところでございます。

#### 仁木委員

まとめます。今の御答弁によりましたら、これは新型コロナウイルス感染症に限定されているというような格好でありますけれども、後に引用されていくのかどうかというところもあると思いますが、今後、同様な感染症については引用できるような格好を作っていただけたほうがいいのではないのかなということ、一委員の意見でございますけれども、述べさせていただきまして質問を終わらせていただきたいと思います。

#### 臼木委員

先日の一般質問の中で、燃料電池自動車について答弁があったと思います。

その中で現在、取組が進められている副生水素を活用した水素ステーションの整備と燃料電池バス導入について答弁がなされました。燃料電池バス導入をはじめ、水素エネルギーの普及促進は、私も度々議会で質問し高い関心を持っており、積極的な推進を図るべ

きだと考えております。

そこで、まずは水素ステーションの現在の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

美保自然エネルギー推進室長

ただいま臼木委員のほうから、水素ステーションの進捗状況について御質問を頂きました。

本事業の内容につきましては、東亜合成株式会社徳島工場で製品である苛性ソーダの製造過程で発生する副生水素につきまして、燃料電池自動車やバスの燃料としての使用が可能となるように純度を上げる設備である精製圧縮設備と燃料電池自動車やバスに水素の充填を行う固定式水素ステーションを工場の敷地内に整備する事業となっております。

かねてより、国や関係事業者との調整を図ってまいりましたが、今年度に入り事業者である東亜合成株式会社におきまして国費の補助申請が行われ、去る5月28日に交付決定を受け事業推進に努めてきたところでございます。

ただ、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、主要機器の調達につきまして国内外のサプライチェーンが大きく乱れているということがございまして、現時点におきまして当初想定しておりました年度内完成は困難な状況となっております。

東亜合成株式会社と国補助金を所管する経済産業省との間で、今後の事業の進め方について協議を行った結果、改めて来年度完成を前提とした事業計画について国に承認いただくための変更交付申請手続が行われ、その交付決定がなされたところでございます。当該変更交付申請の事業計画上では、来年秋頃の完成を想定しているところでございますが、これから進める施工業者の決定、実践検証の実施などにより、明確な完成時期が決まってくるものというふうに認識しております。

臼木委員

水素ステーションの完成は来年度の秋頃になるとのことですが、もう少し具体的な時期は分かりませんか。

また、その場合は本年度内に導入予定と聞いている燃料電池バスの導入時期はどうなるのですか。お尋ねしたいと思います。

美保自然エネルギー推進室長

ただいまの御質問についてですが、水素ステーションの完成の具体的な時期につきましては、施工事業者の決定によりまして明確な完成時期が決まってくるというふうに認識しておるところではございますが、事業者におきましては、現状では来年の11月頃を見込んでいうふうに伺っております。

また、燃料電池バスの本県導入につきましては、既に国、それから県の補助金の交付決定は終えておりまして、現在は年度内のバス完成に向け、トヨタ自動車におきましてバスの製造を進めているというふうに伺っております。

しかしながら、路線バスとして運行開始するためには、安定的な水素供給体制の構築が必須でございます。これまでのイベントにおきまして、水素供給を行ってまいりました移動式水素ステーションにおきましても、一定の対応は可能というふうなことはあるもの

の、毎日FCV50台分とも言われる大量の水素を必要とする燃料電池バスの日常運行を支えるに当たりましては、充填能力面、機器耐久面におきまして影響があることから、水素供給事業者の負担が大きくなると考えているところでございます。

つきましては、少なくとも県内路線バスとしての運行開始時期は、東亜合成株式会社が整備いたします水素供給拠点の完成後とならざるを得ないというふうなところで考えておるところでございます。

あわせて、バス納車のタイミングにつきましては、これを来年度にずらす場合は国補助金を所管する環境省との協議も必要なところではございますので、今後、国、関係者との調整を図りながら適切に進めてまいりたいと考えております。

#### 臼木委員

水素ステーションの整備や燃料電池バスの路線運行開始が来年になるということは、私自身も大きな期待をしていたので非常に残念であります。一方で、このような状態、新型コロナウイルス感染症の影響があればやむを得ないと思うのです。ただ、県の皆さんも忘れてはならないと思うことは、水素ステーションの整備や燃料電池バス導入は水素という新たな分野に挑戦する民間事業者の取組があつてこそ成り立つ事業だということなのです。

そこで、固定式水素ステーションの完成時期やバスの導入が遅れたとしても、このような新たな分野に果敢に挑戦する民間事業者の取組に対して、県として支援が後退してはならないと思っておりますが、県補助金の対応については今後どのように考えているのですか。お伺いします。

#### 美保自然エネルギー推進室長

ただいま臼木委員のほうから、県補助金の対応につきまして御質問を頂きました。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、事業進捗につきまして影響が出ているというふうなことは事実でございます。

ただ、本事業につきましては本県が目指します地方初の水素社会実現に向け、核となる非常に重要な事業であると位置付けておりまして、また委員御指摘のとおり、水素ステーション整備、燃料電池バス導入に向けて、それぞれ民間事業者の英断と御協力によりまして目に見える形で実際に大きな一歩を歩み始めていただいたというふうに認識しております。

つきましては、県といたしましても国、関係機関と協議、調整を行いながら、引き続き最大限の事業者支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

特に、既に交付決定を行っております県補助金につきましては、今後、実際のステーション完成時期、それからバス導入時期がいつになるのかが明確になった段階で、議会への御報告も含めまして適時適切な手続を図りながら、引き続き事業者の取組が着実に推進されるようにしっかりと支援してまいりたいと考えております。

#### 臼木委員

今、県として地方初の水素社会の実現に向けた取組を進めると言いましたが、ただ水素

は新しい技術であるため、水素社会の実現に向けて、水素の技術と徳島県の取組についてしっかりと県民に伝わるよう普及啓発、情報発信に努める必要があるのではないかと考えるのですが、その取組はどのように進めているのですか。お伺いします。

美保自然エネルギー推進室長

ただいま臼木委員のほうから、普及啓発、情報発信の取組をどのように進めているのかというふうなことでの御質問でございます。

県といたしましては、これまでも県庁の自然エネルギー由来の水素ステーション、それから公用のFCVを活用した環境学習の実施、水素グローバルエキスポ、水素グローバルフェアをはじめとしたイベントの開催など、県民の皆様にご覧いただき水素の社会実装について実感いただくよう普及啓発、情報発信に努めてきたところでございます。

今年度におきましても、11月にトヨタ自動車から燃料電池バスをお借りいたしまして、県民の皆様にご覧いただきその有用性を実際に体感していただくため、試乗会やモニターツアー等のイベントを開催する予定といたしておりまして、あわせて、四国経済産業局と連携をして水素ビジネスフォーラムの開催を予定しているなど、引き続き積極的な普及啓発活動を展開してまいりたいというふうに考えております。

さらに、大阪・関西万博の開催も見据えまして、来るべき水素普及拡大の局面に向けまして水素関連技術の進捗、それから国の動きに呼応しながら効果的な情報発信、戦略的な普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

臼木委員

県が掲げる2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの目標達成に向けて、水素は重要な施策の柱であると私は考えております。

また、繰り返しになるが、水素は新たな技術であり、これを活用した新たなビジネスの創出も大いに期待ができるものであり、本県はその水素を地産エネルギーとして有する優位性を持っていると私は思います。

今、県として民間の挑戦を支援し、しっかりと進めていくとの答弁がなされたが、これらの大きな目標達成に向けて、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいということを強く要望して終わります。

梶原副委員長

G o T o イートキャンペーンが10月16日から来年3月15日まで5か月間ですね。昨日テレビを見てましたら、経済効果が50億円ということで、商売をされている方の大きな助けとなればよいなと思うと同時に、また感染が拡大しないようにしっかりと取り組んでいただきたいなと思っております。

先ほど、仁木委員からもお話がありましたけれども、感染拡大予防に取り組む業界団体が認定しているステッカー、これは現在、飲食関係で何店舗に配布されているのか。それと飲食業界のほかにホテル業界とかもありますので、全体は何店舗ぐらいの配布が済んでいるのか教えていただきたいと思っております。

勝間危機管理環境部次長

ただいま梶原副委員長のほうから、ガイドライン実践店ステッカー、これの配布の店舗数の御質問を頂いたところでございます。

すみません、飲食に限定した形での数字というのは持っておりませんので全体の話を見せていただこうと思っておりますけれども、9月28日現在での数字を持っておりまして、これでいきますと562店舗という形になっているところでございます。

なお、この店舗数ですけれども、実はこの制度を一番初めにスタートしたのが7月31日で67店舗というところからスタートしておりますので、かなり多くはなってきたところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、これを条例の中でしっかりと義務化していこうということを考えておりますので、更にこれを拡大させていきたいというふうに思っているところでございます。

梶原副委員長

秋田町、栄町界わいでも貼っているお店は安心感があるので入りやすいというようなお声もありますので、積極的にこれからも拡大をしていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いします。

それと、Go To イートキャンペーンを登録できる団体については、業界団体に属してなくてもステッカーを貼っていないという店舗でもどこでも参加できると思うのですが、業界団体からの指導とかが徹底されない、そうしたお店についてはこういった指導をされていくのか。少しその辺をお聞かせいただきたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま業界団体に入っていないところの店舗に対する指導というお話でございましたけれども、正にこれも今回の条例の中で事業者版スマートライフ宣言というものをそれぞれの事業者さんをお願いをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

これにつきましては正に自主宣言というような形で、自分の店舗ではこういった感染防護対策をやっていますよということを分かりやすい所に掲示をいただくというような取組を進めているところでございます。

これは、県のホームページ等々のところで様式を掲示しておりますので、それをダウンロードしていただいて、各店舗で貼っていただくというようなものでございます。

もちろん、その際には是非自分の属する業界のガイドラインを確認していただくとともに、自分たちが取り組む内容、これを記載する欄もございますので、そこにしっかり書き込んだ上で、県民の皆様、あるいは来られるお客様の方々にお約束というような形で提示させていただきたいというふうに思っているところでございます。

梶原副委員長

お店もたくさんありますので、全てのお店にしっかりとした指導というのものなかなか大変かと思えます。

今、感染症予防が十分でないお店は本当にたくさんありますけれども、できる限りのア

ドバイスをしていただければと思っております。

これからキャンペーンが進むにつれて、お店お店の水際対策が一番大事ではないかなと思っております。お酒が進みだすとマスクも外すし、開放的にもなつて飛沫がどんどん飛ぶと、そういったことが現実にあります。今、徳島県は16日間連続ですかね、感染者が出ていない状況ということで、気の緩みが一番恐ろしいと思うのです。

ですので、これからのGoToキャンペーンの間でしっかりと食い止めること、5か月間という長丁場ですのでこれが大事かと思っております。そうした意味で、先ほど申し上げた水際対策ということで、いろんな大きなお店から小さなお店まで、お酒を飲んではあつとなるのは致し方ない部分もあるかと思えますけれども、何かあつたときに案外知られていないのが、県で24時間対応の感染症・疾病相談室のフリーダイヤル、これがあるということを知らない方が結構多いのです。

ですので、そうした啓もう、啓発のポスターですかね、何か飲んで帰られた後に異常を感じられたときにはここに電話してくださいという、フリーダイヤルを書いたポスターなんかをお店の中に貼れば、非常に安心感ではないですけれども、何かあつたときにはこなんだなということも分かるし、こうした啓もう活動をいろんなお店で行うことが水際対策にとっては、できることとして大事なことはないかなと僕は思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま梶原副委員長のほうから、感染の水際対策ということで御提言を頂いたところでございます。

正に、例えばお酒が出ますという所で 感染防護というものが不十分になるおそれもあるのではないかとございまして、このコロナ禍の時代でございますのでしっかりとした基本的な感染防護策、酔った中でどこまでできるかというお話もあろうかと思えますけれども、そこの意識はしっかりとさせていただきたいなというふうに思います。

例えば、ソーシャルディスタンスを確保していただく、あるいは接触感染をしないための消毒をしっかりとさせていただきたい、あるいは大声を出すようなことはできるだけ控えていただきたいというようなこととさせていただきます。

ただ、それがなかなかお願いしづらいというようなお話もございましたので、例えば大声を出さないというようなことにつきましては、県のほうで大声を出さないでというようなうちわでありますとか、コースターみたいな物も配布させていただいたところとさせていただきます。

それから、副委員長のほうから、県の相談窓口へのポスターをというお話もございましたけれども、そういった県の取組についても、これからまだまだ十分な周知も必要だというふうに思っているところでございまして、そういった啓発につきましては今後も引き続き取り組みますし、効果的に県民お一人お一人に届くような形をとっていけるよう努力してまいります。

#### 梶原副委員長

今、GoToキャンペーンで飲めるように、そういう環境になってもコロナ禍なんだなというのをそれぞれに意識付けしていただくということが大事かと思っておりますので、そうした取り組んでいることプラス、そうした啓もう活動に力を入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、今、国土交通省のほうで道路の占用許可の基準を緩和して、例えば道路にテーブルを出して道路で飲食を楽しんでいただいて3密を回避するという、そうした取組が全国で行われておりまして、徳島のどこかでもそういった取組をされるというふうに聞いているのですが、徳島でも非常にロケーションのいい所も多々ございますので、今後取り組んでみてはどうかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま梶原副委員長のほうから、国土交通省の取組についてお話があったところでございます。

国土交通省では地方公共団体とか、あるいは関係団体と地域住民が一体となって取り組む沿道の飲食店の路上利用について、占用許可の基準を緩和するというような取組を進めていただいているところでございまして、もちろん道路でございまして占有許可のほかには使用許可も必要だと、これは警察のこともいになるわけなのですが、国土交通省のほうと警察のほうで連携して、そういった取組をされているところでございます。

正にこの国土交通省の趣旨が3密の回避とか、新しい生活様式の定着に資するというようなことでこの取組を進めているところでございます。

我々としても、感染を防ぐためにそれぞれの店舗とか、事業者さんのほうで工夫というものもお願いをしているところでございまして、こういった制度を活用いただいて、感染防護を進めていただくという部分については応援していきたいというふうに思っているところでございます。

#### 梶原副委員長

是非とも、また検討していただきたいと思いますと思っております。

今回、店舗名公表のガイドラインが発表されましたけれども、風評被害は飲食店舗にとっては本当に死活問題で、先日の藍住のラーメン店さんの件もございまして、本当に慎重に丁寧な対応をお願いしたいと思っております。

いずれにしましても、インフルエンザがこれからまん延する非常に難しい時期で、保健所の皆様はじめ、県職員の皆様も本当に大変な時期を迎えるかと思っておりますが、しっかり頑張ってくださいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**【議案の審査結果】**

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第4号，議案第5号

以上で、危機管理環境部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（12時13分）